

【機械・ロボット科2年】実習

旋盤・フライス盤による「模擬技能検定3級」の製作



令和元年12月、機械・ロボット科2年生の実習において、旋盤・フライス盤による「模擬技能検定3級」の製作を行っています。

前回、テーパ加工、ローレット加工を行いました。今回の実習では、おネジ切り加工を行いました。

技能検定とは、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」で、職業能力開発促進法に基づき実施されています。技能検定には、現在、特級・1級・2級・3級に区分するもの、単一等級として等級を区分しないものがあります。

1級及び単一等級→上級技能者が通常有すべき技能の程度

2級→中級技能者が通常有すべき技能の程度

3級→初級技能者が通常有すべき技能の程度